

## ライフプランガイドブック「ゆとり」及び別冊「退職前後の諸準備・諸手続」の配付について

平成29年10月6日付公立千第304号により、各所属所に1冊づつ配付済みですが、個人配付については次のとおりとなります。

### 定年退職予定者

上記通知文にて、該当者あて送付済みです。事務担当者に確認の上、受領してください。

### 定年以外の退職予定者

退職準備セミナー参加者は、セミナー当日に配付します。退職準備セミナーに参加しない方で、配布を希望する場合は、**350円分の切手を貼った角2封筒に「住所・所属所・希望者の氏名」を記入し、下記あてに送付して請求してください。**

お問い合わせ ☎  
厚生班 043-223-4121



**請求先 〒280-8619 千葉市中央区市場町1-1 公立学校共済組合千葉支部厚生班**

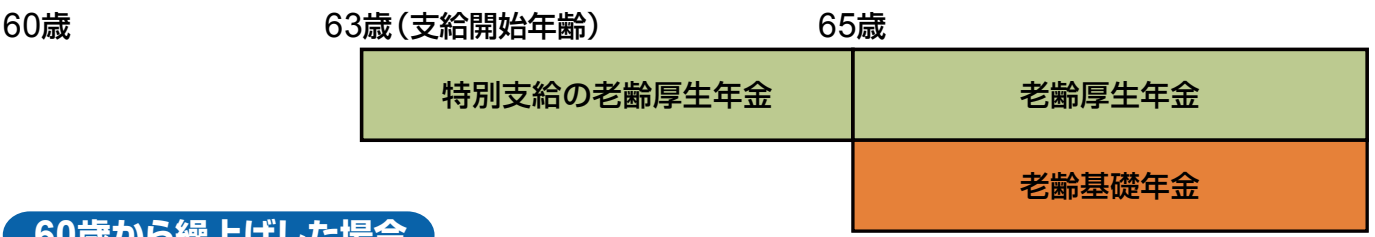
## 老齢厚生年金の繰上げ受給について

お問い合わせ ☎  
年金班 043-223-4116

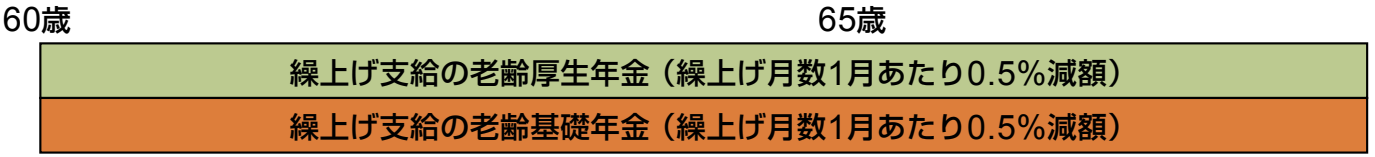
年金の支給開始年齢は生年月日により異なりますが、60歳到達以降、支給開始年齢に達する前に年金請求をした場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金を受けることができます。繰上げ支給の老齢厚生年金は60歳以降、支給開始年齢に達するまでの間であればいつでも、月単位で請求することができます。（遡って請求することはできません。）

**例：昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方**

### 繰上げしない場合



### 60歳から繰上げした場合



### ～繰上げ受給にかかる主な留意点～

- ・最大60歳まで繰上げ可能です。
- ・繰上げ月数1月につき支給額が0.5%減額され、この減額は一生継続します。請求の取り下げはできません。
- ・障害基礎年金及び事後重症による障害厚生年金の請求はできません。
- ・必ず老齢基礎年金と同時に繰上げを行います。（老齢厚生年金のみの繰上げはできません。）
- ・再就職し、年金制度に加入した場合は、年金の全部又は一部が支給停止（停止分は退職後も支給されません）となります。